

**農業者年金に加入して  
ゆとりある老後を**



農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、保険料助成を通じて、農業の担い手を確保する目的を併せ持つ、農業者のための年金です。

**● 加入の要件**

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。

**● 特徴とメリット**

① **少子高齢化時代に強い年金です**  
自分が積み立てた保険料と、その運用実績により、将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料は引き上げられることはありません。

**② 終身年金で80歳までの保証付きです**

農業者年金は、65歳から生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった年金（老齢年金）が死亡一時金としてご遺族に支給されます。

**③ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります**

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。（表1）

**④ 保険料の額は、自由に決めることができます**

自分が必要とする年金額に合わせて、月額2万円から6万7000円までの間で千円単位で自由に決められます。また、農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

**⑤ 農業の担い手は手厚い政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます**

認定農業者など一定の要件を満たす方は、保険料のうち国から助成を受けることができます。  
※詳細は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

● 保険料支払いによる節税効果の試算（表1）

税率 (所得税+住民税10%)	所得の目安	保険料支払額別の節税額		
		月額2万円 (年額24万円)	月額4万円 (年額48万円)	月額6万7千円 (年額80万4千円)
15%	～195万円未満	36,000円	72,000円	120,600円
20%	～330万円未満	48,000円	96,000円	160,800円
30%	～695万円未満	72,000円	114,000円	241,200円

**農地法等の許可申請は  
余裕をもって！**

農地法等の許可申請の受付は、原則として毎月5日締め切りです。（5日が土曜、日曜、祝日の場合は翌日）申請の際には、記載漏れや誤りがないか、添付書類はそろっているかなどをよく確認してから申請をしてください。申請書、添付書類に不備や不足があると、当月分として受付できなくなります。事前に窓口でご相談の上、余裕を持って申請手続きを行うようお願いします。（締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますので、ご注意ください。）  
※詳細は農業委員会事務局までご相談ください。

